

議題

基準諮問会議からの提言への対応について

項目

本資料の目的

1. 本日の委員会において、審議事項(1)-1 のとおり、基準諮問会議から当委員会に対して、3 つの新規テーマの提言があった。本資料では、当該提言の内容について、本委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

税効果会計に関する指針

2. 基準諮問会議からの提言は、以下のとおりである。

日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）の「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告第 66 号）の会計に関する部分について、貴委員会に移管すべく審議を行うことを新規テーマとして提言いたします。なお、当該審議を行う際には、JICPA における税効果会計に関する会計上の実務指針及び他の監査上の実務指針（会計に関する部分）についても、貴委員会に移管すべく審議を行うことを提言いたします。

3. 上記提言は、当委員会から基準諮問会議への調査報告を踏まえたものであり、同提言を受け、税効果会計に関する適用指針の開発を新規テーマとすることとし、JICPA における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計に関する部分）について移管すべく審議を行うこととしてはどうか。
4. 同テーマについては、相当な作業量を要することが想定され、その重要性を踏まえ、新たに税効果会計専門委員会を設置してはどうか。
5. なお、検討にあたっては、現在の JICPA の実務指針が実務に定着していることを考慮すると、その内容を踏襲することを含め検討することが考えられるが、同時に、現状における問題点の指摘についても、実務における影響を十分に考慮して検討を行うことが必要と考えられる。

リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る会計上の取扱い

6. 当該スキームの概要については審議事項(1)-1 の参考資料 2 に記載されている。なお、基準諮問会議に対して提案された資料において、提案者からは以下の点が要請されている。
 - (1) 本スキームに係るリース物件の借手に対して対象リース取引の会計上の取扱いについての予見可能性を高めるため、現行のリース会計基準に当てはめた場合の借手における会計上の取扱い、考え方について広く一般に示して頂きたい。

- (2) 現行の「リース取引に関する会計基準の適用指針」において取り扱っていないリース物件の稼働量に連動したリース料について、その取扱いや考え方についても合わせて広く一般に示して頂きたい。
7. 基準諮問会議の提言を尊重し、新規テーマとしてはどうか。その際、本スキームの性質上、既設のリース会計専門委員会で対応することとしてはどうか。

「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い

8. 当該スキームの概要については審議事項(1)-1の参考資料3に記載されており、「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い（対価が返還される場合の取扱い）である。優先度は低いものとして提言されている。
9. 基準諮問会議の提言を尊重し、新規テーマとしてはどうか。審議を行う専門委員会については、優先度が低いものとして提言されているため、取り上げるときの状況により、実務対応専門委員会又は企業結合専門委員会で対応することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の対応案に同意するか。

以上